

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

古平町長

## 公表日

令和3年6月15日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>古平町(以下「本町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎となるものであり、また、住民の届出を正確かつ統一的に行うことで住民の利便を増進するとともに、行政の効率化に資するという点で意義のあるものである。その整備・活用の為、転入・転出・転居・出生・死亡・世帯主変更等の異動届を受け付け、それとともに証明等の発行を行う。さらに、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築・運用することでより正確な記録を行っている。本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯主変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届等に基づき住民票の記載を行った際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人等の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧本人からの請求に基づく住民票のコードの変更 ⑨個人番号の通知、個人番号カードの交付及び当該事務を委任する機構への情報提供 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知、個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	(1)既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)団体内統合宛名サーバ (4)中間サーバ

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル
--

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第7条(指定及び通知)</li><li>・第16条(本人確認の措置)</li><li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li></ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li><li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li><li>・第7条(住民票の記載事項)</li><li>・第8条(住民票の記載等)</li><li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li><li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li><li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li><li>・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li><li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li><li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li><li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li></ul>
--------	--

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
		・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課町民生活係
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>
請求先 古平町(総務課総務係) 古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>
連絡先 古平町(総務課総務係) 古平郡古平町大字浜町40番地4 0135-42-2181

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月29日	誤字修正				
平成30年1月11日	部署長変更	所属長 民生課長 和泉 康子	所属長 民生課長 五十嵐 満美	事後	
平成30年8月29日	部署修正	民生課戸籍年金係	町民課町民生活係	事後	
	所属長修正	民生課長 五十嵐 満美	町民課長 五十嵐 満美	事後	
令和1年6月24日	新様式対応				
令和3年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略)  住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎となるものであり、また、住民の届出を正確かつ統一的に行うことで住民の利便を増進とともに、行政の効率化に資するという点で意義のあるものである。その整備・活用の為、転入・転出・転居・出生・死亡・世帯主変更等の異動届を受け付け、それをもとに証明等の発行を行う。さらに、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築・運用することでより正確な記録を行っている。本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯主変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届等に基づき住民票の記載を行った際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人等の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会  (略)	(略)  住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎となるものであり、また、住民の届出を正確かつ統一的に行うことで住民の利便を増進とともに、行政の効率化に資するという点で意義のあるものである。その整備・活用の為、転入・転出・転居・出生・死亡・世帯主変更等の異動届を受け付け、それをもとに証明等の発行を行う。さらに、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築・運用することでより正確な記録を行っている。本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯主変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届等に基づき住民票の記載を行った際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人等の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会  (略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月11日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>	事後	
令和2年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠): なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠): なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>	事後	
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

